令和6年度大阪地方最低賃金審議会 第359回総会 会議次第

令和6年7月25日(木) 午後2時00分 (大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室)

- 1 開 会
- 2 議 事
- (1) 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について
- (2) 大阪府最低賃金の改正決定に係る意見等について
- (3) 令和5年度大阪府最低賃金の改正決定にかかる答申附帯事項に関する取組 状況報告について
- (4) その他
- 3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会第359回総会

(令和6年度 第2回総会)

資 料 目 次

P. 1	令和6年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項	資料 1
	大阪府最低賃金の改正決定に係る意見・要望	資料 2
P. 3	物価の上昇に応じた大幅な最低賃金の引上げを求める会長声明 大阪弁護士会	(2-1)
P. 5	賃上げ実現、大阪の雇用を守る重点要望 日本共産党大阪府議会議員団	(2-2)
P. 7	地域別最低賃金額改定に対する意見書 一般社団法人大阪タクシー協会	(2-3)
Р. 9	「大阪府の最低賃金の大幅引き上げ、時間額1,500円の早期実現と 全国一律最低賃金制度を求める意見書」 民主法律協会	(2-4)
P.13	令和6年度地域別最低賃金額改定に対する意見書 個人	(2-5)
P.15	「大阪府の最低賃金の大幅引き上げ、時間額1,500円の早期実現と 全国一律最低賃金制度を求める意見書」 全大阪労働組合総連合	(2-6)
P.17	令和6年度大阪府最低賃金の審議の進め方(案)	資料 3
別冊	令和5年度大阪府最低賃金改正決定(答申)附帯事項 への取組について	資料 4

令和6年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和6年7月2日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下 記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会(以下「地賃部会」という。)において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令(昭和34年政令163号)(以下「令」という。)第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の決議とする。

- 2 審議結果の審議会への報告 審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。
- 3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1)大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方 最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。
- (4) 議決は、全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこと。
- 4 地賃部会の廃止 任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

特定最低賃金専門部会

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会(以下「特賃部会」という。)は、特定最低賃金(以下「特賃」という。)の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 今第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、 特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

- 3 審議結果の審議会への報告 審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告 する。
- 4 審議の基本方針
- (1) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。
- (2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。
- 5 特賃部会の廃止 任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

物価の上昇に応じた大幅な最低賃金の引上げを求める会長声明

- 1 本年7月頃、中央最低賃金審議会は、厚生労働大臣に対し、2024年度(令和6年度) 地域別最低賃金額改定の目安について答申を行う予定である。毎年、同審議会の答申に基 づき、全国の地域別最低賃金審議会が地域別最低賃金の改定額を答申し、これを受けて都 道府県労働局長が地域別最低賃金の改定額を決定する。
- 2 大阪府における最低賃金は、昨年10月1日に、前年度より41円引き上げられ時給1,064 円とされた。1,064円で1日8時間、1週40時間、年52週働いたとしても、月収約18万 4000円、年収約221万円にしかならない。

そして、今なお続く物価の高騰に賃金の上昇が追いついておらず、実質賃金は減少を続けている。すなわち、大阪市における2024年5月の物価指数は、2020年比で107.9 (特に食料は116.3)であり、前年前月比2.7%の上昇となっている(「2020年基準 大阪市消費者物価指数 2024年(令和6年)5月速報」)。他方で、大阪府内の2024年3月の実質賃金指数は2020年比88.9であり、前年前月比1.6%の減少となっている(「大阪府 大阪の賃金、労働時間及び雇用の動き(月報)毎月勤労統計調査地方調査月報(2024年3月分)」2024年5月31日公表)。

このような物価の上昇による実質賃金の減少状況からすれば、大阪府における最低賃金は、労働者が安定した生活を送るために必要な水準を満たしているとはいえない。殊に低所得者世帯であるほど消費支出に占める食料品の比重が高く、同品目の値上がりにより、これらの世帯は深刻な影響を受けている。労働者が安定した生活を送るために、最低賃金を大幅に引き上げることにより、全ての労働者の実質賃金を引き上げる必要がある。

- 3 他方で、物価高騰は消費者のみならず中小企業にも大きな打撃を与えている。最低賃金 引上げのためには、中小企業の健全な経営が可能となる基盤の形成が必要である。そこで、 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)や下請代金支 払遅延等防止法(昭和31年6月1日法律第120号)をこれまで以上に積極的に運用し、中 小企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保されるようにするとともに、社会保 険料の事業者負担の軽減・免除をするなど中小企業への支援強化を図ることは不可欠で ある。したがって、国は、中小企業支援策の実現にも引き続き取り組むべきである。
- 4 以上のとおり、当会は、本年の最低賃金の改定にあたり、中央最低賃金審議会に対し、 物価の上昇に対応すべく大幅な最低賃金額の引上げを内容とする答申を行うこと、大阪 地方最低賃金審議会に対し、中央最低賃金審議会の提示する目安に縛られることなく大 阪府の最低賃金の大幅な引上げを実施することを求めるとともに、国においても、最低賃 金引き上げのため、引き続き中小企業支援策に取り組むことを求める。

2024年(令和6年)6月28日 大阪弁護士会 会長 大砂裕幸



2024年7月8日

大阪労働局長 志村 幸久 様

日本共産党大阪府議会議員団 石川 たえ

賃上げ実現、大阪の雇用を守る重点要望

6月の大阪市消費者物価指数は107.9にのぼり、一昨年来の物価高騰が収まる兆しは見えません。消費税19%並みの負担が府民生活と大阪経済に重くのしかかっています。

暮らしと経済を守るためには賃上げが不可欠です。ところが、名目賃金は増加している ものの物価に全く追いついておらず、大阪の実質賃金は今年4月まで前年同月比19か月 連続マイナスです。昨年の実質賃金を16年前と比較すると、大阪ではマイナス約56万 円と全国のマイナス約50万円を大幅に上回って減少しています。

賃金の底上げのためには最低賃金の大幅引き上げが必要です。しかし、政府の全国加重 平均で1500円への引き上げ目標は2030年代半ばまでで、これでは物価の上昇にい つまでも追いつきません。

さらに、90年代からの労働法制の規制緩和による正社員から非正規社員への置き換え、 異常な長時間労働など非人間的な働かせ方が今なお横行しています。中小企業は、コロナ 禍から回復しないまま原材料や光熱水費などの高騰の打撃を受け、賃上げや労働条件改善 に向かえず、慢性的な人手不足に陥り事業継続の危機に瀕しています。加えて、この10 年間で2度の消費税増税、年金・医療・介護など社会保障の負担増と給付削減、子育て・ 教育の重い負担が、少子化の進行など社会の存続さえ脅かしています。

長期の経済低迷が続く下での物価高騰という危機を打開し、大阪の雇用と中小企業を守 り賃上げを実現する立場で、下記の施策の速やかな実施を強く要望するものです。

記

- (1) 最低賃金を時給1500円以上へ直ちに引き上げること。 最低賃金は全国一律とし、地域格差を解消すること。
- (2) 賃上げに伴う社会保険料・労働保険料増加分の軽減制度を創設すること。
- (3)極端な長時間労働や過剰なノルマなどの規制、および下請け賃金の適正化や品質確保を保証する公契約法などの法整備を行うこと。
- (4) ケア労働者や非正規労働者の賃上げと待遇改善・正社員化、男女賃金格差の是正を進めること。

残業時間の上限短縮、派遣労働の一時的・臨時的なものへの限定、解雇・雇い止め の規制、職場でのハラスメント根絶など、"人間らしく働ける"ルールを整備すること。

以上

労務第7号 令和6年7月10日

大阪地方最低賃金審議会 会 長 衣笠 葉子 殿

> 一般社団法人大阪タクシー協会 会 長 坂 本 栄 _

地域別最低賃金額改定に対する意見書

謹啓 平素は、何かとご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中央最低賃金審議会では、6月25日に武見厚生労働大臣より諮問を受け、令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について検討されているところであり、大阪におきましても、7月2日に貴審議会へ大阪府最低賃金の改正決定について諮問がなされたところであります。

政府は、6月21日に「経済財政運営と改革の基本方針2024」などの閣議決定を行い、最低賃金については、2030年代半ばまでに「全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成できるよう環境整備に取り組む、また、地域間格差の是正を図る」とされたところであります。

令和2年から本格化した新型コロナウイルス感染症も位置づけが5類となったところではありますが、営業収入はいまだコロナ禍前には回復しておりません。特に、中小企業においてはあらゆる分野において影響を及ぼし、タクシー事業におきましてもほとんどが中小企業で、引き続き経営状況の悪化は極めて深刻であるとともに、併せて、燃料価格の高騰や社会保険料の見直しと厳しい保険料の徴収などに伴い、タクシー事業の経営基盤を揺るがしかねない惨憺たる結果を招いております。この間、一部の事業者では、タクシー事業を廃業したところもあり、当面の間、厳しい経営環境が続くものと考えております。

昨年の最低賃金額は過去最高の引き上げとなりました。今年度も大幅に引き上げられることになりますと、多くの事業者で事業継続が困難になることが想定されます。

タクシー事業者は、国民生活や経済活動の根幹である公共交通機関としての社会的責任の観点から運転者の雇用を維持・確保するとともに事業継続に努力を続けております。

謹白

-6.7.10

2024年7月11日

大阪地方最低賃金審議会会長 殿

民主法律協会 〒530-0054 大阪市北区南森町 南森町iSビル7階 TEL 06-6361-8624 FAX 06-6361-2145

【問合せ先】事務局長・弁護士 藤井恭子 TEL 06-4302-5153 (大阪法律事務所)

「大阪府の最低賃金大幅引き上げ、時間額1,500円の早期実現 と全国―律最低賃金制度を求める意見書」の送付について (本状含め3枚送付)

私ども民主法律協会は、1956年6月、平和・民主主義・働く人々の権利を守り発展させることを目的として結成され、現在会員として、大阪を中心に、弁護士・学者・研究者ほか約350名、労働組合・市民団体約150団体を擁し、活動を続けている団体です。

当協会は、本日、別紙意見書を公表しましたので、送付させていただき ます。

貴職におかれては、意見書の趣旨を充分にご理解いただきますよう、強 く要請するものです。 大阪地方最低賃金審議会会長 殿

2024年7月11日

大阪市北区南森町1-2-25 南森町 iS ビル<u>7 陸</u> 民主法律協会 会長 豊川義

大阪府の最低賃金大幅引き上げ、時間額1,500円の早期実現と全国一律最低賃金制度を求める意見書

民主法律協会は、平和憲法を擁護し、労働者と勤労者の権利擁護と民主主義の前進を目的として結成された市民団体です。大阪を中心に、法律家(弁護士や学者)と労働者・労働組合、市民団体が手を携えながら活動するという特長を生かし、労働者と市民の権利を擁護するために活動に取り組んでいます。

続く物価高騰により実質賃金は減少を続けており、6月5日に厚生労働省が発表した毎月勤労統計調査によると、実質賃金は25ヶ月連続で減少し、過去最長となったと報じられています。物価高を上回る賃上げがなされず、労働者の生活は困窮する一方となっています。特に非正規労働者は、物価高騰により深刻な影響を受けています。日本は30年間で非正規労働を拡大し続け、全労働者の約4割を非正規労働者が占めています。非正規労働者の多くが家庭でのケア労働を引き受ける女性であり、男女の賃金格差も看過できない状態が続いています。正社員労働者には長時間労働を押しつける一方、パートなど非正規労働者には低賃金で働かせる構造が広がり、日本で働く労働者の実賃賃金の低下に繋がっています。国際比較をみても、先進国の中で直近30年の実賃賃金が減少し続けている国は日本のみであり、異常事態と言うべき状態となっています。

一方で、2023年の企業収益は過去最高となっています。大企業の内部留保は2022年度で511.4兆円と過去最高を更新しており、巨額の企業収益が賃金へ行き渡らず、内部留保の積み増しに回されています。大企業には賃金引き上げの余力が十分あるにもかかわらず、2024年春闘では物価高騰を上回る賃上げを達成できていません。日本の全労働者の7割を占める中小企業で働く労働者及び非正規労働者のうち、大半が賃上げを実現できていない状況です。適切な収益の分配がされず、貧富の格差が極端に広がっています。

大阪府の最低賃金は、2023年10月に前年度より41円引き上げられ時給1,064円とされました。しかし、時給1,064円で1日8時間、1週40時間働いたとしても年収約221万円にしかならず、物価高騰が続く今日、憲法第25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を営むのに足りる額とは到底言えません。日本で普通に働いて生活を営むためには、時給2,000円程度の賃金が保障されることが望ましいと考えられます。時給1,500円以上の最低賃金を保障することは、労働者のくらしのため必要最低限の条件であり早期に実現されなければなりません。

さらに、地域別最低賃金制度は賃金の地域間格差を作り出し、賃金引き上げを抑制する働きをしています。現在、生活にかかる費用に地域間で大きな差異はなく、収入の地域間格差を広げる地域別最賃制度は、労働者を地方から流出させる一因になっていると言えます。他国をみても全国一律の最低賃金制度が主流となっており、最賃制度は全国一律に是正される必要があります。

また、中小企業で働く労働者の賃金を引き上げるためには、中小企業の安定した 経営基盤を確保する必要があります。中小企業は物価高騰の影響を大きく受けてい ますが、大企業のように価格転嫁して収益を維持することが現実として困難な企業 も多く、政府による強力な支援や、取引先大企業との公正取引を確立するための法 整備が必要です。

当協会は、労働者の権利を擁護する団体として、労働者の長時間労働の問題、非正規労働者や女性労働者の賃金差別問題に取り組んできました。労働の現場では、過酷な長時間労働による過労死や過労自殺、ハラスメントといった深刻な問題が多発しています。その上、長時間働いても実質賃金が低下したまま上がらない状況が続けば、多くの労働者は希望を持って働き続けることができなくなってしまいます。労働者に対して、生活に必要な収入を保障する政策を取らないまま放置することは許されないと言うべきです。

全ての労働者が安心して暮らせるようにするために、賃金の底上げは早急に実行されなければなりません。そのために、中小企業支援策の拡充とともに、大阪府の最低賃金を大幅に引き上げ、時給 1,500 円に到達させることを強く求めます。

記

- 1、物価上昇を上回る賃上げを実現し、すべての労働者が人たるに値する生活ができるようにするために、大阪府の最低賃金を大幅に引きあげ、生計費原則に基づき早期に1,500円に到達させること。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、 中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に 求めること。

以上

今和6年度地域別最低蛋配额 2欠定12対する意見書

谷47A17日

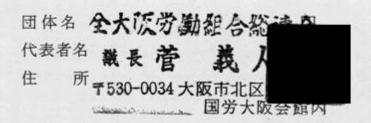
大阪地方最低黄鱼蜜菜食 無人

。大阪はいり加減な公務員、地方公務員でも勝り下風火上 ある。で、普通の治輸行には時能5万円以上火等である 日本人も差別(で低すぎる(予の答うである)



大阪地方最低賃金審議会会長 殿

2024年7月16日



大阪府の最低賃金大幅引き上げ、時間額 1,500 円の 早期実現と全国一律最低賃金制度を求める 意見書

6月5日に厚生労働省が発表した毎月勤労統計調査によると、実質賃金は25ヶ月連続で減少し、過去最長となったと報じられています。

世界の先進国の実質賃金は、1991年から 2022年にかけて、アメリカで 1.48 倍、イギリス 1.46 倍、フランス 1.33 倍になっていますが、日本は 1.03 倍とこの 30 年間で唯一「賃金が上がらない国」となっています。日本の実質賃金は 1996 年のピーク時と比較して 2022年の時点で年間 64 万円も減り、30 年前の水準にまで落ち込んでいます。

日本を「賃金が上がらない国」にしてしまった背景には、この 30 年の間に低賃金で不安定な非正規雇用で働く人を労働者の 4 割にまで広げ、正社員には長時間労働が押し付けられてきたことがあります。その一方で、大企業の内部留保は 2022 年までの 10 年間で 180 兆円近く増え 510 兆円にも膨れ上がっています。また消費税は 5%から 8%、10%へと 14 兆円もの増税が実施され、「社会保障のため」という名目で増税したのに、増税分は富裕層・大企業減税などの穴埋めに消え、年金、医療、介護などあらゆる分野で負担増と給付削減が繰り返されてきました。

また、非正規労働者の多くが女性であり、男女の賃金格差は年収で 240 万円、生涯賃金で 1 億円近くの大きな男女賃金格差が生まれており、日本のジェンダーギャップ指数が 146 カ国中 118 位という不名誉な状況の原因となっています。ILO (国際労働機関) は「ディーセント・ワーク (人間らしい労働) の核心はジェンダー平等である」と位置づけて、労働者の賃金や権利、社会保護などのあらゆる労働問題はジェンダー平等を促進する方向で解決すべきだとしています。

現行の最低賃金は、全国加重平均で時給1004円、年収で184万円にとりませ、地域の格差は220円、年収で40万円もの差があります。これはドインの1933円、デギリス1875円、フランス1785円の5~6割程度で、韓国の1084円を下回る金額です。

30年以上続く実質賃金の低下は、労働者のくらしに深刻な影響をもたらしています。とりわけ非正規雇用で働く労働者の7割を占める女性、その中でも家計の主たる担い手となる非正規雇用の女性288万人は、食事の回数を減らすなどおよそ健康で文化的な最低限度の生活からかけ離れた生活をせざるを得ない状況に追い込まれ

ています。長期に渡る実質賃金の低下は、今や人たるに値する生活を基本的人権として保障する日本国憲法に違反する重大な人権侵害をもたらしています。

今求められるのは、中小企業への支援と合わせ、物価上昇を上回る賃金の引き上げです。そして、正規と非正規の賃金格差をなくし、男女の賃金格差、地域間格差を解消することが必要です。

前述した日本の2倍近い額の最低賃金を設けている先進各国をはじめ、世界の 最低賃金制度の主流は全国一律です。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のた めにも、中小企業支援策の拡充とともに、生計費原則に基づく全国一律の最低賃金 1500円の到達を強く求めるものです。

記

- 1、物価上昇を上回る賃上げを実現し、すべての労働者が人たるに値する生活ができるようにするために、大阪府の最低賃金を大幅に引きあげ、生計費原則に基づき早期に1,500円に到達させること。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中 小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求 めること。

以上

令和6年度 大阪府最低賃金の審議の進め方(案)

大 阪 労 働 本審 (総会) 大阪府最低賃金専門部会 事務局の手続き 第358回審議会総会(第1回) 7月2日 (火) 大阪府最低賃金改正諮問 専門部会委員推薦公示 7月10日締切 7月2日(火)15:30 意見聴取公示7月17日締切 4号館2階第2共用会議室 7月12日(金) 大阪府最低賃金 専門部会委員任命 7月 部会長、部会長代理の選出 第1回 大阪府最低賃金専門部会 審議の進め方について 7月19日(金)13:00 審議資料等について 第359回審議会総会(第2回) 2号館5階共用会議室C 答申附帯事項に関する取組 関係労使意見聴取(陳述) 状況報告 ・R5地賃答申附帯事項に 関する取組状況報告 第2回 金額改正審議 大阪府最低賃金専門部会 目安伝達説明 7月26日(金)10:00 7月25日 (木) 14:00 2号館9階共用会議室A 4号館2階第2共用会議室 第3回~結審 金額改正審議・結審 大阪府最低賃金専門部会 第3回 7月29日(月)15:30 全会一致の場合には答申 第4回 7月31日(水)9:30 第5回 8月1日(木)10:00 2号館9階共用会議室A 第6回 8月5日(月)9:30 2号館9階遠隔審理室 大阪府最低賃金改正決定答申 第360回審議会総会(第3回) 意見要旨の公示(異議申出) 地域別最賃専門部会審議結 果の報告あるいは令6条5 項適用不可(採決)の場合の 異議申出締切 8月 8月8日(木)10:00 5日答申の場合 8月20日 (火) 4号館2階第2共用会議室 第361回審議会総会(第4回) 異議申出に係る 諮問、答申 8月21日 (水) 10:00 4号館2階第2共用会議室 (予備日;8月26日(月)) 9月~ 10月

令和6年7月25日

大阪労働局労働基準部賃金課

令和5年度

大阪府最低賃金の改正決定(答申)附帯事項への取組について

令和5年8月7日 答申 附带事項

関係省庁が連携して、賃金引上げの環境整備のため、生産性向上に向けた設備投資の 更なる支援や取引条件の改善等以下の支援策の早急な実施を政府及び大阪労働局に強 く要望する。

(政府への要望)

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、生産性向上のための事業再構築補助金等の施策について更なる特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことはもとより、直接的な新たな支援策を実施すること
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、特に、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、控除額を翌年へ繰り越す等税制を含めて更なる政策を検討すること
- ③ ①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと
- ④ 下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁 円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基 づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材 料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備のため、政 府主導で実効性のある取組を行うこと
- ⑤ 上記の取組の措置状況について、本審議会において随時報告すること

(大阪労働局への要望)

- ① 大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、 履行確保を行うこと
- ② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること

- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して取組強化を要請すること
- ④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を構築し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと
- ⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること
- ⑥ 以上の取組状況については、実効性のある実施計画を作成し、公表するとともに、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告すること

(政府への要望)

① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、生産性向上の ための事業再構築補助金等の施策について更なる特例的な要件緩和・拡充を早急 に行うことはもとより、直接的な新たな支援策を実施すること

業務改善助成金においては、令和5年8月31日に対象事業場を拡大し、一定の条件を満たす事業者は賃上げ後の申請が可能となるように拡充が図られた。

- ・対象事業場を事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差が50円以内の事業場に拡大
- ・事業場規模 50 人未満の事業場を対象として特定の期間における賃金引上げ後の申請を可能とする
- ・助成率区分の金額を見直し、高助成率が適用される範囲の拡大

さらに、令和5年12月26日には一部の申請について、申請期限(令和6年1月31日)を令和6年3月31日に延長が図られた。









また、事業再構築補助金「最低賃金枠」について、対象企業を拡大する要件緩和を実施。 ものづくり補助金、IT導入補助金について、事業場内最低賃金を改定後の地域別最低賃金+50円以上の水準にする場合、採択審査において更なる加点措置を実施。

令和5年度補正予算(令和5年11月29日)においては、ものづくり補助金、IT導入補助金等中小企業生産性革命推進事業に1,000億円、として中小企業省力化投資補助事業(人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援することにより付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげる事業)の創設に1,000億円が閣議決定された。

(政府への要望)

② 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、特に、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、控除額を翌年へ繰り越す等税制を含めて更なる政策を検討すること

令和6年度税制改正により賃上げ促進税制の強化が図られた(令和6年4月1日施行)。この改正により中小企業においては、全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%の税額控除が可能となった。





(政府への要望)

③ ①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと

業務改善助成金、賃上げ促進税制等を効果的に実施するためには、十分な予算措置が必要であり、そのためには制度の必要性を幅広く認識されることが重要となることから、制度の周知、更なる利用促進を図る。

(政府への要望)

④ 下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備のため、政府主導で実効性のある取組を行うこと

1 経済産業省(中小企業庁)の取組

- ・下請中小企業振興法に基づく企業名公表 (令和5年8月29日に発注側企業116社、令和6年1月12日に発注側企業220社の 企業名を公表)
- ・取引適正化に向けた自主行動計画の改定・徹底
- ・価格交渉促進月間(9月・3月)における周知・広報の強化及び月間終了後のフォローアップ調査の実施

2 公正取引委員会の取組

- ・労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の公表(令和5年11月29日)
- ・下請取引の適正化についての要請(令和5年12月8日)
- ・コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査結果の公表

(令和5年12月27日)

- ・取引適正化に向けた法遵守状況の自主点検結果の公表(令和6年1月18日)
- ・独占禁止法上「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表(令和6年3月15日)

3 厚生労働省の取組

- ・1月から3月までの「転嫁対策に向けた集中取組期間」において、最低賃金の遵守のための指導とあわせて、賃金引上げや転嫁対策関連の施策を周知
- ・下請等中小事業者から「下請たたき」に関する情報を把握した場合、「下請振興法の 振興基準」や「べからず集リーフレット」を配付、「下請かけこみ寺」を紹介
- ・賃金引上げに関するWebページを公開。賃金引上げに関する企業の好取組事例や賃金引上げに向けた支援策等を掲載

(大阪労働局への要望)

① 大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、 履行確保を行うこと

1 周知広報の取組

- (1) ポスター・リーフレットによる周知
 - ・厚生労働省版の他、裏面に中小企業支援策等を盛り込んだ大阪労働局版を作成し、 幅広く配布。6月30日現在の配布枚数

・大阪労働局版リーフレッ	\	45,142 枚
--------------	----------	----------

・大阪労働局版特賃リーフレット 82,112 枚

・大阪労働局版近畿リーフレット 12,631 枚

・厚生労働省版リーフレット 54,247 枚

・パンフレット 10,097 枚

・ポスター 2,907 枚



令和5年度大阪局版 地賃リーフレット



令和5年度本省版 地賃リーフレット



令和5年度大阪局版 特賃リーフレット

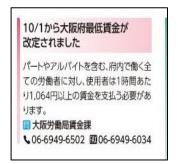


令和5年度大阪局版 近畿最低賃金リーフレット

- ・近畿版は、需給調整事業部の派遣セミナー等で配付。近畿各局へもデータを提供し共 有
- ・メーリングリストを活用し、437の労働保険事務組合や近畿圏内の70大学・短大へ 改正額や事業主支援策等を周知

(2) 大阪府内全市町村に広報誌への掲載を依頼







(3) 各自治体・出先機関、関係機関にポスター、リーフレット、パンフレット等 配架依頼



大阪市市民局 (大阪メトロ)



大阪市立天王寺図書館



堺市役所

- (4) 金融機関での包括連携協定を活用した取組
 - ・大阪信用金庫 広報誌 「だいしん NOW」(11、1月号) に掲載
 - ・大阪信用金庫 大阪府内各支店の電子掲示板へモニター掲示 (9月)
 - ・池田泉州銀行 大阪府内各支店(84 支店)の大阪労働局専用ラックに最賃リーフレットを配架(9、12月)



「だいしん NOW 11 月号」



「だいしん NOW 1月号」



池田泉州銀行

(5) 公共交通機関を活用した取組

・厚生労働省が、改正直前1週間に大阪府内主要32駅へ有料にてポスターを掲出



JR (高槻駅)



京阪 (淀屋橋駅)



近鉄(上本町駅)



泉北高速 (泉ヶ丘駅)

(6) 確定申告会場等における周知

・大阪国税局へ府内 31 税務署でのポスター掲示、リーフレット配架を依頼。確定申告期間中、各税務署や合同開催会場において周知。また、14 府税・自動車税事務所へも、ポスター掲示、リーフレット配架を依頼。



西成税務署



大阪府中央府税事務所

(7)マスメディア等を通じた取組

- ・答申後、会長と局長による記者会見を開催 (令和5年8月7日)
- ・「最低賃金周知・支援月間」の取組を記者発表 (令和5年8月28日)
- ・ケーブルテレビ J: COMへ出演 (令和5年9月15日)
- ・産経ワーキングプレス(産経新聞 発行部数 65 万部)へ掲載(令和5年10月15日)
- ・大阪労働局 YouTube チャンネル、大阪労働局労働基準部公式 X による情報発信



答申後の記者会見



みんなチェック! 最低賃金。
最低賃金制度は、他くすべての人と雇う人のためのルールです。

大阪労働局 YouTube チャンネル



(8) その他の取組

- ・大阪働き方改革推進会議 最低賃金のための環境整備に関する作業部会構成員への 周知協力要請
- ・減額特例許可事業場、過去5年間の最低賃金重点監督による違反事業場に対する周知
- ・大阪労働局主催各種セミナー等においてポスター掲示、リーフレット配付等による周知
- ・需給調整事業部から大阪府内の労働者派遣事業、職業紹介事業者へ近畿2府4県最低 賃金リーフレットを送付
- ・労働保険新規適用事業場への特賃リーフレットの配付



大阪・職場の健康づくり フォーラム





介護就職デイ



大阪総合行政相談所 (近畿管区行政評価局)

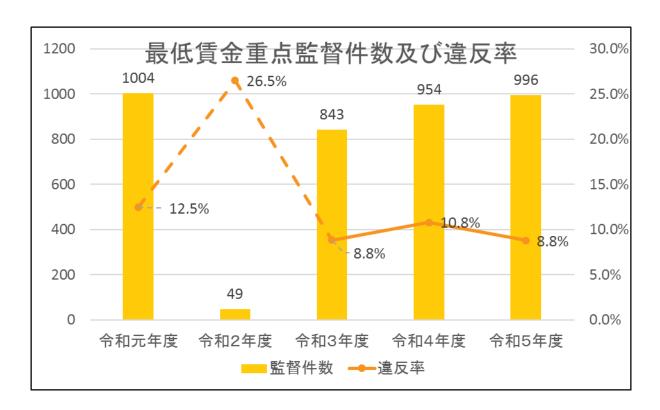


大阪国際交流センター

2 履行確保の取組

· 最低賃金重点監督

令和6年1月~3月期に実施。各種統計調査や過去の指導状況等から、賃金額が最低 賃金額未満のおそれが高いと考えられる事業者を対象に実施





最低賃金重点監督で配付

3 検証と課題・今後の取組

大阪府内自治体の協力もあり大阪府内43市町村すべての広報誌に掲載され、広く府 民へ周知することができた。引き続き、各関係機関と連携し、大阪府最低賃金額の周知を 図っていく。

最低賃金重点監督の結果、一定数の違反事業場が存在するため、引き続き履行確保のための監督指導を徹底する。

(大阪労働局への要望)

② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること

1 令和5年9月「最低賃金周知・支援月間」の取組

- (1) 大阪労働局全体としての取組を局内外に周知
- (2) 最低賃金リーフレット裏面に省庁を横断する支援策を盛り込み、 利活用促進を図った。
- (3) 労使団体、中小企業と関わりの深い機関等への周知協力要請



- (4) 「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」においてセミナーを開催
- (5) 最低賃金改定の影響を受けやすい事業場に対し、業務改善助成金等事業主支援策 をまとめた資料を用意し、各労働基準監督署から直接働きかけ
- (6) 10 月1日以降に最低賃金を下回ることになる求人票を提出している求人者へ、ハローワークから改正最低賃金額、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター、事業主支援策について周知
- (7)大阪労働局雇用保険電子申請事務センターを通じた周知として、大阪労働局雇用保 険電子申請事務センターが処理完了の届出書類を返信する際、大阪労働局版リー フレットも添付し事業主支援策を周知

2 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターの取組

助成金の活用、生産性の向上、働きがいを高める賃上げ策などの相談に、電話・メール・ 個別出張訪問等希望に応じて対応。経営相談等に関する相談の場合は、適宜、大阪府よろ ず支援拠点へ取次ぎ行った。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	2,084	2,204	2,303
セミナー開催数(回)	114	159	243
セミナー参加者数(人)	4,050	5,236	6,558
訪問コンサルティング(件)	776	1,290	2,111

※相談件数には、賃金・助成金・同一労働同一賃金等含む、すべての相談を計上。また、 1回で複数項目の相談も1件として計上。

3 労働基準監督署における取組

- (1)「最低賃金周知・支援月間」では、最低賃金改定の影響を受けやすい事業場を選定 し、事業主支援策をまとめた資料を用意し、労働基準監督署から改定額とともに支 援策の活用を呼びかけた。
- (2)1月~3月までの「集中取組期間」において、労働基準監督署では定期監督等の際、 事業場の業種等に合わせた賃金額がわかる資料を提供するとともに、支援策等を 紹介して事業主に賃金引上げの検討の働きかけを実施。(再掲)

4 大阪における支援策活用状況

(1)厚生労働省関連

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
業務改善助成金	申請件数	360 件	510 件	1,529 件
	実績件数	285 件	370 件	1,117 件
働き方改革推進支援助成金	申請件数	17 件	46 件	105 件
※成果目標を賃金引き上げとしているもの	実績件数	17 件	37 件	76 件
キャリアアップ助成金	申請件数	128 件	228 件	387 件
(賃金規定等改定コース、賃金 規定等共通化コース)	実績件数	141 件	208 件	296 件
キャリアアップ助成金 (社会保険適用時処遇改善コース 令和5年10月制度開始)	計画書提出件数	_	_	986 件
人材開発支援助成金	申請件数	5,017 件	4,936 件	4,922 件
	実績件数	4,519 件	4,760 件	4,461 件
人材確保等支援助成金	申請件数	0 件	6 件	6 件
(中小企業団体助成コース、テレワークコース)	実績件数	0件	6件	6 件

(2)経済産業省関連

	令和4年度	令和 5 年度
	採択件数	採択件数
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業	725 件	521 件
(ものづくり補助金)		
小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)	1,940 件	2,491 件
サービス等生産性向上 IT 導入支援事業(IT 導入補助	4,914 件	6,788 件
金)		
中小企業等事業再構築促進事業	2,525 件	1,972 件

5 近畿経済産業局との連携

- (1) 厚生労働省、経済産業省所管の支援制度をリーフレット、労働局ホームページにまとめて掲載
- (2) 近畿経済産業局が開催する補助金や税制措置に関する中小企業施策説明会において、最低賃金制度、業務改善助成金について紹介

6 検証と課題・今後の取組

賃金引上げを図る中小企業を支援する業務改善助成金と中小企業が賃上げしやすい環境を整えるための制度・助成金等幅広い相談に応じる「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」、経営課題などに相談に応じる「よろず支援拠点」を積極的に周知し、それぞれの利活用促進に取り組む。

また、関係団体、関係省庁と連携し、横断的な事業主支援策の周知を図っていく。

(大阪労働局への要望)

③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して取組強化を要請すること

1 自治体への文書による配慮要請

- (1) 本省労働基準局長から各都道府県知事・政令指定都市市長あてに要請文書送付
- (2)大阪府知事と大阪労働局長の連名で上記政令指定都市以外の市町村に要請文書送付
- (3)大阪労働局労働基準部長名で国の在阪行政機関・事務所、独立行政法人あてに要請文書送付

2 最低賃金に係る情報の提供に関する協定

- (1) 平成29年度に大阪市、令和元年度に堺市、令和5年度に枚方市と締結
- (2) 未締結市町村に対し、協定締結の勧奨文書送付

3 検証と課題・今後の取組

政令指定都市を除く大阪府内すべての自治体、在阪行政機関等に対する配慮要請は継続して実施する。

最低賃金違反に係る情報の提供に関する協定に基づいた取組を的確に実施する。また、 未締結の自治体については、協定の締結の働きかけを行っていく。

(大阪労働局への要望)

④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を構築し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと

1 関係省庁との連携

(1) 下請かけこみ寺事業(中小企業庁)

「下請かけこみ寺事業にかかる近畿ブロック情報連絡会議」への出席。公正な取引慣行の構築、関係法令遵守の徹底について連携。また、最低賃金引上げに向けた支援制度等について情報を共有

(2) よろず支援拠点(中小企業庁)

労働基準監督署や大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小・小規模企業の支援に関する相談の際に、中小企業庁のよろず支援拠点や各種補助金について紹介。また、よろず支援拠点では、中小・小規模企業の支援に関する相談の際に、厚生労働省の働き方改革推進支援センターや業務改善助成金を案内

2 労働基準監督署における取組

- (1) 労働基準関係法令違反が認められた事業主で、
 - ①違反の背景に下請法第4条(親事業者の禁止行為)違反、独占禁止法第19条(物流特殊指定)違反のおそれがある場合、公正取引委員会又は中小企業庁に通報。
 - ②違反の背景に元請による建設業法(下請たたき)違反のおそれがある場合、国土 交通省に通報

- (2) 労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引上げの阻害要因として「買いたたき」等が疑われる事案について、公正取引委員会・中小企業庁または国土交通省へ通報
- (3)下請等中小事業者から「下請たたき」に関する情報を把握した場合、「下請振興 法の振興基準」や「べからず集リーフレット」を配付、「下請かけこみ寺」を紹 介
- (4) 1月から3月までの「転嫁対策に向けた集中取組期間」において、最低賃金の 遵守のための指導とあわせて、賃金引上げや転嫁対策関連の施策を周知

3 検証と課題・今後の取組

所管官庁と関係官庁との連携のスキームは整備されていることから、引き続き連携を行い、最低賃金違反等の背景を見極め、所管官庁への通報を確実に行っていく。

(大阪労働局への要望)

⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること

現在の取組状況等について厚生労働省に説明を行い、十分な予算措置が得られるように図る。